

第 7 回 (平成 21 年) 度静岡市清水区市民大会実施要項

1. 主 催

静岡市体育協会・静岡市サッカー協会・NPO法人清水サッカー協会

2. 主 管

市民大会運営協議会

3. 期日・会場(決勝)

9/26(土) J-step 西 U13、U14、U15
 9/27(日) 蛇塚北 U10、U11、U12、U12L
 11/14(土) 総合G 050、060、U15L、U18L
 11/29(日) J-step 西 U18、ママ、セレソンL、070
 11/29(日) 蛇塚北 030、040、セレソン

4. 競技カテゴリー及び競技時間

U9 (小学校3年生以下)	30分	U18 (18才以下)	50分
U10 (小学校4年生以下)	30分	U18L (18才以下の女子)	40分
U11 (小学校5年生以下)	40分	セレソン(地区選抜男子)	60分
U12 (小学校6年生以下)	40分	セレソンL(地区選抜女子)	50分
U12L (小学校6年生以下の女子)	40分	O30 (30才以上の男子)	50分
U13 (中学生男子1年生)	50分	O40 (40才以上の男子)	50分
U14 (中学生男子2年生以下)	50分	O50 (50才以上の男子)	50分
U15 (中学生男子)	50分	O60 (60才以上の男子)	50分
U15L (中学生女子)	40分	O70 (60才以上の男子)	40分
		ママ (経産婦または35才以上の女子)	40分

以上、決勝大会のみ。予選大会の競技時間は各カテゴリーごとに定める。

会場運営等の支障がある場合、各カテゴリーは、試合に著しい影響のない範囲で競技時間を短縮することができる。

5. チーム編成

- (1) チームは同一小学校区(またはそれに準ずる区域。以下「地域」という)に住所を有する者で編成し、地域を代表して各カテゴリー大会に参加する。
- (2) 2以上の「地域」による合同チームの参加も認める。
- (3) 参加できるチーム数は、原則的に1カテゴリーにつき1地域1チームとする。ただし、選手数が著しく多いときは、各カテゴリーの判断で2チーム以上の参加を認める。

6. 参加選手資格

原則として、清水サッカー協会会員及び清水区内各地域の在住者。(ただし、スポーツ傷害保険またはそれに順ずる保険に参加チームとして加入すること。)

7. 年齢基準

学年で計算するものとする。例えば、O30のカテゴリーには、2009年3月31日までに30才となる選手が出場可能である(つまり、誕生日が1979年3月31日以前の選手)。また、試合の日に15歳であっても、2009年3月31日までに16歳になる選手は、U15のカテゴリーに出場できない。ただし、各カテゴリー毎に出場チームの合意が得られた選手については、この限りではない。

8. 競技方法

- (1) 「地域」の対抗戦とする。リーグ戦、トーナメント等競技方式は各カテゴリーごとに決定し準決勝まで運営する。
- (2) 決勝大会の主審は、原則として運営協議会が審判委員会に依頼し、副審は各カテゴリーが担当する。

9. チーム・選手登録

- (1) チーム登録(当初) チーム名・役員名簿等を記入した参加申込書を「地域」ごとに取りまとめ、運営協議会に提出する。
- (2) チーム登録(追加) チーム名・役員名簿等を記入した参加申込書(追加)を「地域」の代表者を通じて運営協議会に提出する。
- (3) 選手登録 各カテゴリーごとの規程により、各カテゴリー担当役員の指示にしたがって提出する。
- (4) 複数カテゴリーへの登録 例えば、O30 所属の選手がセレソンへ出場するなど複数カテゴリーへの登録は可とする。
- (5) 複数チームへの登録 トーナメント形式のカテゴリーで、負けたチームの選手が勝ち残った選手として出場することはできない。登録を抹消しても、一度登録された選手が、他のチームに登録し直すことはできない。
- (6) その他 アマチュア以外の選手、外国籍選手の出場は可とする。

10. 大会運営

チーム代表者

- (1) 各チームに以下の役員をおこななければならない。
チーム代表者 1名
チーム副代表者 1名
- (2) 代表者はチームの大会参加に関する責任を負い、副代表者は代表者を補佐する。
- (3) 代表者及び副代表者は成人とする。未成年選手で構成されるチームの試合には、必ず成人が引率しなければならない。
- (4) チームは、全体大会及び各カテゴリー大会の運営に関して必要とされる協力をしなければならない。

地域代表者

- (1) 各地域に以下の役員をおこななければならない。
地域実行委員長 1名
地域実行副委員長 1名
- (2) 地域実行委員長は地域を代表し、地域並びに地域チームの大会参加に関する責任を負い、地域副実行委員長は地域実行委員長を補佐する。

運営協議会

- (1) 地域実行委員長と各カテゴリー代表委員で、運営協議会を組織する。
- (2) 各カテゴリー代表委員は、シニア委員会、育成会部、1種委員会、2種委員会、3種委員会、4種委員会、女子委員会、審判委員会の委員長もしくは市民大会担当委員とする。
- (3) 大会に関する必要事項は運営協議会において決定する。
- (4) 各カテゴリー大会は、各カテゴリー代表委員を中心に運営協議会が運営する。
- (5) 各カテゴリー代表委員は各カテゴリー大会の運営に関して、必要があれば各カテゴリー大会運営委員会等を組織し、各カテゴリー大会の運営に参加させることができる。

規律委員会

- (1) 運営協議会の中に規律委員会を設ける。
- (2) 規律委員会は、運営協議会委員の互選により、5名程度の委員を選出し組織する。このとき、審判委員会の代表委員を1名含むものとする。

- (3) 規律委員会は、競技規則及び本要項に定める出場資格、チーム編成等の規程に反する行為のほか、反スポーツ的行為など行為に対して、フェアプレーの尊重や地域スポーツの振興などの観点から懲罰等処分について裁定する。
- (4) 規律委員会は、未来にわたる本大会の範囲内で、注意、指導、出場停止、試合結果の取り消し、勝ち点の没収などの処分をすることができる。
- (5) 運営協議会は、規律委員会の処分の結果を清水サッカー協会理事会に報告する。このとき、同委員会は意見を付すことができる。

1 1. 会計

- (1) 各カテゴリーは、参加 1 チーム当たり 1,000 円を参加料として運営協議会に納める。
- (2) 前項の参加料は、原則として、運営協議会運営費、決勝大会の会場運営費および表彰費等にあてる。
- (3) 各カテゴリーごとの参加料は、前述の納付金を考慮のうえ、各カテゴリー担当理事が各カテゴリーごとに設定し、運営協議会に報告する。
- (4) 各カテゴリー担当理事は、各予選大会の会計を適切に行わなければならない。もし、各予選大会として繰越金等が生じたときには、関係種別委員会等に一旦、繰り入れなければならない。

1 2. 表 彰

- (1) 各カテゴリー順位 1 位・2 位・3 位(2 チーム)
(3 位の決定方式は予選大会の競技方式による。)
- (2) 総合順位(地域対抗) 1 位・2 位・3 位

1 3. ポイント

- (1) 各カテゴリーにおける入賞チームには次のポイントが与えられる。
1 位 5 点, 2 位 3 点, 3 位 1 点
- (2) 各地域を代表するチームが得たポイントの合計が各地域のポイントとなる。
- (3) 複数の地域を代表するチームが得たポイントは、次の計算式の結果をそれぞれの地域に加算する。
ポイント ÷ 該当地域数 = 小数点以下第 2 位を切り上げ 地域のポイント
- (4) 3 位以内に入賞したチームが、決勝・3 位決定戦等で棄権した場合、ポイントは与えない。